



三重県公報

令和2年10月20日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	告 示		
680	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	2
681	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	3

告 示

三重県告示第 680 号

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 10 月 20 日

三重県知事 鈴木 英 敬

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(1)の表に次のように加える。

25	三重県私立学校感染症対策・学びの保障支援補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、私立学校における感染症対策並びに児童及び生徒の学びを保障するための取組に対して支援することにより教育活動の継続を図る。	私立学校における感染症対策並びに児童及び生徒の学びの保障に要する経費	別に定める。	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校又は専修学校を設置する法人
----	-------------------------	--	------------------------------------	--------	---

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	天然ガス自動車普及促進事業補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	海岸漂着物等対策事業補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産
3	生活基盤施設耐震化等補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
4	隣保館整備費補助金		厚生労働省告示に定められている機械及び器具
5	隣保館運営費等補助金		
6	隣保館事業費補助金		
7	災害時 NPO 活動支援事業継続支援活動補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具
8	NPO 活動再開支援事業補助金		
9	三重県私立学校感染症対策・学びの保障支援補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
10	三重県消費者行政活性化基金事業費補助金		
11	三重県消費者行政推進事業費補助金		
12	三重県地域防犯力向上支援事業費補助金		
13	三重県消費者行政強化事業費補助金（推進事業）		

14	三重県消費者行政強化事業費補助金(強化事業)		
15	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成12年厚生省告示第105号。以下「厚生省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの
16	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
17	ポストRDFに向けた施設整備等補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第681号

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和2年10月20日

三重県知事 鈴木 英 敬

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱(平成24年三重県告示第241号)の一部を次のように改正する。

別表1(2)の表に次のように加える。

12	交通事業者利用回帰対策費用補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大のため利用者が大幅に減少した公共交通の利用回帰に向け公共交通事業者が行う取組を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図る。	公共交通事業者が実施する利用回帰に向けた取組に要する経費	別に定める。	公共交通事業者
----	------------------	--	------------------------------	--------	---------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地
 三重県総務部法務・文書課
 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>